第百六十七条中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の解任又は不再任に関する議案）

第百六十七条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　会計監査人の氏名又は名称

二　監事が議案の内容を決定した理由

三　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

第百六十八条第一項及び第百六十九条第一項中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第百六十九条の二の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「第三十五条の六第四項」の下に「（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「役員」を「役員等」に、「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「第三十五条の六第七項」の下に「法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第百七十条中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第一号中「第三十七条の二第七項」を「第三十七条の三第一項」に、「全国中央会」を「会計監査人」に改める。

第百七十一条の見出し中「合併案」を「合併契約」に改め、同条第一項中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「合併」を「合併契約」に改め、同条第二項中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同項第三号イ中「第二条の七第一項第五号」を「第三十五条第一項第五号」に改め、同号ハ(1)中「最終事業年度に」を「最終事業年度（各事業年度に係る財産目録又は計算書類につき法第四十四条第一項の決議を経た場合（法第三十七条の二第四項において読み替えて準用する会社法第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、法第三十六条第六項の承認を受けた場合）における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に」に改め、「決算関係書類」の下に「（法第三十六条第七項に規定する決算関係書類をいう。第二百九条第一項において同じ。）」を、「同じ。）」の下に「の内容」を加え、「）の内容」を「の内容）」に改め、同項第四号イ中「第三条の七第一項第五号」を「第三十五条第一項第五号」に改め、同号ロ中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改める。

第百七十四条を削り、第百七十三条を第百七十四条とする。

第百七十二条中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条を第百七十三条とし、第百七十一条の次に次の一条を加える。

（新設分割計画の承認に関する議案）

第百七十二条　理事（経営管理委員）が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新設分割を行う理由

二　新設分割計画の内容の概要

三　法第四十三条の五第一項の決定をした日における第二百九条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第百七十五条第一号中「第十一条の六の二」を「第十一条の十二」に改め、同条第二号中「第十一条の四十七第七項」を「第十一条の六十六第七項」に改める。

第百七十七条中「第四十六条の三」を「第四十六条の二（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）」に改める。

第百七十八条第一項中「第四十六条の五第一項」を「第四十六条の四第一項」に改め、同条第二項第三号イ及びロ中「第三十五条の五第五項」の下に「及び第三十七条の三第一項」を加え、同号ホ及びヘ中「第三十七条の二第七項」を「第三十七条の三第一項」に改め、同項第四号中「及び監事」を「、監事又は会計監査人」に改め、「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第百七十九条中「第二条の七」を「第二十六条」に改める。

第百八十条を次のように改める。

（計算書類に関する事項）

第百八十条　法第四十九条第二項第二号（法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、法第四十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2　前項の規定は、法第六十五条第四項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、前項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録又は貸借対照表」と読み替えるものとする。

第百九十条中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改める。

第百九十二条の次に次の一項を加える。

3　新設分割設立組合は、新設分割対象財産の全部の取得原価を新設分割対価（新設分割に際して新設分割設立組合が新設分割組合の組合員に交付する財産をいう。）の時価その他当該新設分割対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、新設分割対象財産には、当該新設分割に係る新設分割組合における当該新設分割の直前の帳簿価額を付さなければならない。

第百九十三条第二項第二号を次のように改める。

二　会計監査人設置組合

第百九十五条第一項中「合併」の下に「及び新設分割」を加え、「この条」を「この項及び次項」に改め、同条に次の三項を加える。

3　新設分割設立組合の設立時における組合員資本の総額は、新設分割対象財産の新設分割組合における新設分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（当該新設分割対象財産に時価を付すべき場合にあっては、対価として交付する現金等の時価又は新設分割対象財産の時価を基礎として算定する方法）に従い定まる額（第五項及び第百九十六条の二第四項において「組合員資本の変動額」という。）とする。

4　新設分割設立組合の設立時の出資金の額は、新設分割組合が新設分割計画の定めに従い新設分割組合の組合員に割り当てた出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額とする。

5　新設分割設立組合の設立時の出資金の額は、組合員資本の変動額を超えることができない。

第百九十六条第三項第一号中「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項第二号中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合併等に際しての準備金等の積立て）

第百九十六条の二　法第五十一条第四項の規定による合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、この条の定めるところによる。

2　合併に際して、合併によって消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する組合の増加した出資の額又は合併によって設立した組合の出資の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

3　前項の超過額のうち、合併によって消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する組合又は合併によって設立した組合の利益準備金に繰り入れなければならない。